

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第六号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業の創出を図るため、中小企業が基盤技術の高度化のために行う研究開発及びその成果の利用を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指針の策定

経済産業大臣は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針を定める。

二、研究開発計画の作成及び認定

中小企業は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために研究開発計画を作成し、経済産業大臣は、提出された研究開発計画が指針に照らして適切である等の場合には、これを認定する。

三、支援措置

1 中小企業信用保険法の特例

認定された研究開発計画の実施に必要な資金の借入れについて、中小企業が利用できる中小企業信用

保険の普通保険は限度額を四億円に倍額にするなどとともに、新事業開拓保険の限度額を三億円に引き上げる。

2 中小企業投資育成株式会社法の特例

認定された研究開発計画を実施するために中小企業が株式会社を設立する際に、資本金が三億円を超える場合であっても、中小企業投資育成株式会社は株式の引受け及び保有を行うことができる。

3 特許料等の特例

認定された研究開発計画の実施による成果を中小企業が特許化する場合は、出願審査請求手数料及び特許料を軽減することができる。

四、国の施策

国は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六、検討

政府は、本法律の施行後五年の経過後、施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。